

生分解性マルチの購入を支援します

環境に配慮した農業を推進するため、廃プラスチックの排出抑制や回収作業の省力化に繋がる生分解性マルチの購入費の一部を支援します。

生分解性マルチは、使用しているほ場に「すき込み」ができるため、回収作業の省力化や処理コストの軽減に繋がります。



補助対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 前橋市内に居住する個人事業主又は、前橋市内に事業所を置く法人であること。
- (2) 前橋市内のほ場で農産物を栽培していること。
- (3) 農産物販売農家又は認定新規就農者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団等排除に関する要件を全て満たしていること。

補助対象経費

令和7年4月1日(火)から令和8年2月27日(金)までに納品及び支払を行った生分解性マルチの購入費用

※ 消費税及び地方消費税を除く

※ 生分解性プラマークの表示があるもの

生分解性プラマーク



認証マークの表記

一般社団法人日本バイオプラスチック協会により適合基準をみたしている製品に表記されています。

補助率・補助上限額

補助率：補助対象経費の3分の1以内

上限額：法人等 30万円、個人 5万円

申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)

申請は年2回できます。

1回目：令和7年4月1日(火)から9月30日(火)まで

2回目：10月1日(水)から令和8年2月27日(金)まで

※受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を締め切る場合があります。

補助金交付の流れ



【申請者が提出する書類】

- (1) 交付申請書（誓約書）兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 事業計画書兼実績報告書（様式第2号）
- (3) 収支予算書兼決算書（様式第3号）
- (4) 購入した生分解性マルチの納品日、単価、購入量、購入額、支払日等を確認できる書類（請求書の写し、領収書の写し等）
- (5) 令和6年以降の農産物の販売を確認できる書類又は認定新規就農者であることを確認できる書類（①～⑤のいずれか1つ）
 - ① 農産物出荷伝票等の販売記録が分かる書類の写し
 - ② 所得税青色申告決算書及び収入金額の内訳の写し
 - ③ 白色申告収支内訳書及び収入金額の明細の写し
 - ④ 決算報告書の写し
 - ⑤ 青年等就農計画認定書の写し

申請方法

申請書類は、下記まで直接持参、郵送、ファックス、メールのいずれかでご提出ください。

【申請書配布・提出・問い合わせ先】

前橋市農政部農政課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1
[担 当] 農政課 農産園芸係（前橋市役所7F）
[電 話] 027-898-6707
[メ ー ル] nousei@city.maebashi.gunma.jp
[受付時間] 8:30～17:15
（土日曜祝日を除く）

前橋市農業協同組合

〒371-0002 前橋市江木町770-1
[担 当] 営農部 生産資材課
[電 話] 027-261-3832
[受付時間] 9:00～17:00
（土日曜祝日を除く）

詳しい情報・様式等は

前橋市 生分解性マルチ



で検索

